

令和2年度第3回豊山町防災会議 次第

と き：令和3年2月9日（火）

午前10時

ところ：会議室1

※ 書面開催

1 議題

(1) 豊山町地域強靱化計画について

(2) 豊山町地域防災計画の修正について

(3) 豊山町水防計画の修正について

(4) その他

令和2年度第3回豊山町防災会議 議題に係る説明

1 豊山町地域強靱化計画について

12月の防災会議終了後、「資料2パブリックコメント結果シート」のとおりパブリックコメントを実施しましたが、意見の応募はありませんでした。

庁内で地域強靱化計画について、最終確認を行った結果、「資料3豊山町地域強靱化計画修正新旧対照表」のとおり内容の修正や誤字等の修正を行いました。

これらの修正を加えて、「資料1の豊山町地域強靱化計画（案）」のとおり案を作成いたしました。

本会議にて、承認をいただきまして、計画として策定させていただきます。

2 豊山町地域防災計画の修正について

地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法の第42条に基づき、毎年修正を行っています。災害対策基本法の第42条では、「市町村の地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。」と規定されていることから、基本的には、「愛知県地域防災計画」の修正に合わせて、本町の防災計画の修正を行っています。

修正の流れについては、国の中央防災会議の結果を受け、都道府県は、それぞれの県の防災計画の修正を行います。次に県の修正を受けた各市町は、それぞれの市町の防災計画を修正します。各市町で防災計画を修正した後、各市町の防災会議にお諮りをいたします。

したがって、本日の防災会議がこの修正内容をお諮りする場となります。この場で修正の内容について承認を得た後に、尾張県民事務所経由で県知事に対し、修正を報告します。

今回の計画の修正については、愛知県の取り組みに係る修正、国の防災基本計画の修正に伴う修正です。

特徴的なものとしては、「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対策」や「新型コロナウイルス感染症予防対策」等について追記を行いました。

3 豊山町水防計画の修正について

水防計画につきましては、水防法の第33条に基づき、修正をいたします。

豊山町水防計画につきましても本日、委員の皆様の承認をいただいた後、張建設事務所経由で県知事に対し、報告を行います。

今回の修正では、防災行政無線デジタル化に伴う無線通信施設の修正、県の組織再編に伴う修正をおこないました。

令和2年度第3回豊山町防災会議 意見書

委員氏名	
------	--

1 豊山町地域強靱化計画について

--

2 豊山町地域防災計画の修正について

--

3 豊山町水防計画の修正について

--

令和2年度第3回豊山町防災会議 意見回答

1 豊山町地域強靱化計画について

意見	都市計画マスタープランの作成を進める。
回答	都市計画マスタープランについては、令和2年3月に10年間の計画として定めております。計画については、必要に応じて適宜修正を行って参ります。

意見	前回の会議の発言と重複しますが、防災拠点の整備に伴って益々、豊山町の災害対応能力は県全体にとって重要なものとなりますので、計画の着実な実行をお願いします。
回答	本計画の着実な実施に向け施策を進めてまいります。

2 豊山町地域防災計画の修正について

意見	地域防災計画について、地区毎に避難一次、二次毎に場所を定める。 自然災害（風水害）時、大山川（神明公園から国道41号）で監視カメラを3台設置し、豊山チャンネルで放送する。
回答	避難場所については、居住場所によって、近い避難場所が区内でも違う場所となることもあり、また、災害の発生状況により避難経路も変わるため、町として地域防災計画に地区ごとに一律に場所を定める予定はありません。 大山川水位監視に係る監視カメラについては、現在、トイザラスの西側付近に県のカメラが設置されており、インターネットにより確認を行うことが可能となっています。そのため本町では監視カメラを新たに設置する予定はありません。

意見	南海トラフ地震臨時情報に関する記述において、住民への情報周知に当たっては同情報の発表時だけでなく、平時の周知が極めて重要です。県内中核市においても、住民の臨時情報の理解度を精査している状況ですし、研究レベルでも、住民（静岡県等）の理解度が決して高くないことが指摘されています。 平時の周知に関する取り組みの必要性をどこかに記述いただくことが望ましいと考えます。 また、水害予防対策の第3節第2 町における措置において、今回追加された記述はいずれも大変重要な事と思います。他方、災害情報の分野では以前から言われているのになかなか住民に浸透しない課題でもあります。つまり、努力目標に据えるだけではなかなか達成が難しいということです。 小職は、新たな災害情報の提示手法、リスクコミュニケーション手法の開発が必要だと感じています。計画に組み込むのは難しいと思いますので、これはコメントです。
回答	南海トラフ地震臨時情報の平時からの周知につきましては、広報や講話等の場において積極的に周知に努めてまいります。計画への

	<p>記載についても県の計画を踏まえ検討を進めさせていただきます。</p> <p>水害予防対策第3節第2の項目については、本町においても積極的に周知を図っていかねばならないと考えています。令和3年度に新たな防災マップの作成を検討しております。こちらでさらなる周知を図ってまいりたいと思います。</p>
--	--

3 豊山町水防計画の修正について

意見	大山川堤防に増水時に通行止めを知らせる信号機を付ける。
回答	信号機の設置の可否について検討してまいります。

書面表決書

令和2年度第3回豊山町防災会議の各議題について、下記のとおり表決します。

令和3年____月____日

氏名：_____

記

議案		表決	
議題(1)	豊山町地域強靱化計画について 計画の策定の賛成・反対の記入をお願いします。	賛成	反対
議題(2)	豊山町地域防災計画の修正について 計画の修正の賛成・反対の記入をお願いします。	賛成	反対
議題(3)	豊山町水防計画の修正について 計画の修正の賛成・反対の記入をお願いします。	賛成	反対

- ※ 各議案について「賛成」「反対」のどちらかに○を付けてください。
- ※ 「賛成」「反対」両方に○がある場合、または両方に○がない場合は、その議案に賛成とみなします。
- ※ 令和3年2月24日(水)までに書面表決書のご提出がない場合は、すべての議案に賛成とみなします。

その他、何かご意見があればお書きください。

- ※ 令和3年2月24日(水)までに同封の封筒で返送又はFAX等で提出してください。

《問い合わせ》

担当 総務部防災安全課防災安全係
熊沢・大野
電話 0568-28-0001 (内線 384)
直通 0568-28-0355
FAX 0568-29-1177
メール bosai@town.toyoyama.lg.jp

令和2年度第3回豊山町防災会議の書面表決結果

1 表決結果

議案	賛成	反対	結果
議題（1）豊山町地域強靱化計画について	24	0	可決
議題（2）豊山町地域防災計画の修正について	24	0	可決
議題（3）豊山町水防計画の修正について	24	0	可決